

入会申込書

当会は、取得する個人情報を会員資格の管理、ならびに当会が実施する各種事業およびサービスの提供に利用します。

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。（個人情報の取扱いについて同意します。）

<input type="radio"/> 法人の場合 法人名・代表者名 <input type="radio"/> 個人事業所の場合 屋号・個人事業主名 <input type="radio"/> 個人の場合 個人名	(フリガナ)
	印
住 所	〒 —
	TEL () —
関与税理士名 (本人加入の場合は記入不要)	

区分【 】 税理士	【 】 法人
【 】 税理士事務所の従業員	【 】 個人事業主
【注 】 税理士の家族	【 】 法人の役員
【注 】 税理士事務所の従業員の家族	【注 】 法人・個人事業主の従業員
	【注 】 法人・個人事業主の役員従業員の家族

※関東信越税協連共済会会則（抜粋）

(名称) 第1条 本会は関東信越税協連共済会と称する。

(会員) 第2条 本会の会員は、正会員及び準会員をもって構成し、会員となることのできるものは、それぞれ次の者とする。

(1) 正会員
 関東信越税理士会会員

(2) 準会員
 ①正会員の家族及び従業員並びにその家族
 ②正会員の関与する法人及び事業主、役員、従業員ならびにそれらの家族

2 準会員は、当会の行う事業の利用についてのみ権利を有する。

(目的) 第3条 本会は、会員（準会員を含む。）の経済的地位の向上と福祉の増進並

(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 会員の福利厚生に関する事業
 2. 会員の事業上必要な教育及び情報の提供に関する事業
 3. その他前各号に関連して必要と認められる事業

(入会) 第6条 正会員は関東信越税理士会の会員となったときをもって入会とする。

2. 準会員は、所定の手続きにより申込みを行い、本会がこれを受理したときをもって入会とする。

税理士 確認印	事務局 受付印

【注】 準会員のうち「税理士の家族」「税理士事務所の従業員の家族」「法人・個人事業主の従業員」「法人・個人事業主の役員従業員の家族」は当会の保険事業のみ加入資格（契約者となる権利）を有しません。